平成２３年（フ）第５３６号
埼玉県春日部市上蛭田224番地２、旧住所埼玉県坂戸市大字北大塚234番地14
債務者　山本　昭二
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
埼玉県春日部市上蛭田224番地２、旧住所埼玉県坂戸市大字北大塚234番地14
債務者　山本須美江
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地２号棟505号室
債務者　田中　祐禎
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
埼玉県越谷市東越谷５丁目７番地４　吾妻ファミール102
債務者　鈴木　義夫
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８９５号
千葉県八千代市大和田552番地４　メゾン・ナトム101号
債務者　松坂　照幸
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３９号
千葉県浦安市猫実２丁目16番８―301号　エメラルハイム
債務者　大里　恭平
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５６号
千葉県船橋市前貝塚町877番地７　ロイヤルヒルズM―105号
債務者　伊藤　甲一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６０号
千葉県市川市原木１丁目14番５号　大野ハイツ101号
債務者　輿石　晶子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６８号
千葉県市川市大和田４丁目18番５号
債務者　遠藤　幸秀
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６９号
千葉県市川市大和田４丁目18番５号
債務者　遠藤　義子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７４号
千葉県市原市椎津1007番地　センチュリーヒルズ椎津C142
債務者　内山　良洋
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８７号
千葉県船橋市咲が丘２丁目９番38号
債務者　石井　久義
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８９号
千葉市稲毛区園生町396番地24　レジデンス園生202号
債務者　大矢　優子（旧姓財賀）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９３号
千葉県市川市南行徳３丁目23番８―407号　興人浦安マンション
債務者　河野　敬子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４７号
千葉県佐倉市南ユーカリが丘２番地１　823号
債務者　伊藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９３号
千葉県四街道市下志津新田2514番地150　コスモ伊口A－３号
債務者　末吉　博輝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０８号
千葉県四街道市大日103番地47
債務者　磯部　　弘
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで千葉地方裁判所佐倉支部